### 第1回酒田市総合計画審議会

◇日 時 平成28年6月17日(金)午後1時30分~◇場 所 希望ホール 小ホール (3階)

- 委嘱状交付
- 市長あいさつ
- 委員の紹介
- 会長及び副会長の選出
- 会長及び副会長あいさつ

#### 総合計画審議会

- 1 開 会
- 2 諮問
- 3 所属部会の決定
- 4 各部会長及び副部会長の選出
- 5 説 明
- 6 講話:「いっしょにやる、ということ」

~ 今、なぜ「対話」を活かした市民参画が求められているのか ~

講師:酒田市総合計画市民参画アドバイザー 加留部貴行 氏

- 7 その他
- 8 閉 会

#### 酒田市総合計画審議会委員名簿

平成28年6月17日現在(敬称略)

No.	所 属		氏	名		ふりかな	備	考
1	酒田市自治会連合会連絡協議会会長	伊	藤	則	義	いとう のりよし	欠席	
2	酒田市市街地コミュニティ振興会連絡協議会会長	小	柴		勝	こしば まさる		
3	酒田市コミュニティ振興会連絡協議会会長	エ	藤	吉	郎	くどう きちろう		
4	八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	齋	藤	文	之	さいとう ふみゆき	欠席	
5	松山地区コミュニティ振興会連絡協議会会長	池	田	重	悦	いけだ じゅうえつ		
6	平田地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	阿	蘓		勝	あそ まさる		
7	酒田市消費者団体連絡協議会副会長	後	藤	+	ク	ごとう きく		
8	酒田商工会議所副会頭	吉	Ш	哲	央	よしかわ てつお		
9	酒田ふれあい商工会会長	富	樫	秀	克	とがし ひでかつ		
10	庄内みどり農業協同組合代表理事組合長	阿	部	茂	昭	あべ しげあき	欠席	
11	酒田市袖浦農業協同組合代表理事組合長	五	十嵐	良	.弥	いがらし よしや		
12	北庄内森林組合代表理事組合長	髙	橋	治	雄	たかはし はるお		
13	山形県漁業協同組合指導課長	西	村		盛	にしむら さかり		
14	連合山形酒田飽海地域協議会事務局長	阿	部	秀	徳	あべ ひでのり		
15	公益社団法人酒田青年会議所 最幸なチームづくり委員会委員長	若	村	峰	沙	わかむら みさ	欠席	
16	一般社団法人酒田地区医師会十全堂会長	栗	谷	義	樹	くりや よしき	欠席	
17	社会福祉法人酒田市社会福祉協議会会長	阿	部	直	善	あべ なおよし		
18	酒田市芸術文化協会会長	エ	藤	幸	治	くどう こうじ		
19	酒田市食生活改善推進協議会会長	佐	藤	初	子	さとう はつこ		
20	きらきらネットワーク倶楽部会長	村	上	淳	子	むらかみ じゅんこ		
21	酒田飽海PTA連合会母親委員会会長	小	Щ	敏	子	こやま としこ		
22	特定非営利活動法人にこっと理事長	片	桐	晃	子	かたぎり あきこ		
23	特定非営利活動法人元気王国理事長	佐	藤	<b></b>	子	さとう かなこ	欠席	
24	東北公益文科大学学長	吉	村		昇	よしむら のぼる		
25	東北公益文科大学教授	武	田具	[理	!子	たけだ まりこ		

○酒田市総合計画審議会条例(平成 17 年 12 月 21 日条例第 224 号)

(設置)

第1条 本市に酒田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、酒田市総合計画に関する事項について調査 及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画振興部において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月5日条例第1号)抄

#### (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(酒田市総合計画審議会条例の一部改正)

4 酒田市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 224 号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画調整部」を「総務部」に改める。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(酒田市総合計画審議会条例の一部改正)

3 酒田市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 224 号)の一部を次のように改正 する。

第8条中「総務部」を「企画振興部」に改める。

- ○酒田市総合計画審議会条例施行規則(平成 18 年 2 月 1 日規則第 3 号) (趣旨)
- 第1条 この規則は、酒田市総合計画審議会条例(平成17年条例第224号)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

- 第2条 酒田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に、ひとづくり・まちづくり部会、市民生活部会及び産業交流部会を置く。
- 2 必要に応じ、前項に規定する各部会のほかに、特別部会を設けることができる。
- 3 第1項及び第2項に規定する各部会は、審議会において付託された事項を調 査審議する。

(部会の構成)

- 第3条 委員(会長を含む。)は、前条第1項に定める部会の委員となるものとし、部会の委員は、会長が審議会に諮り選任する。
- 2 会長は、所属する部会以外の部会に出席して発言することができる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が委員のうちから指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。 (部会の会議)
- 第4条 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 (報告)
- 第5条 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会において報告するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則

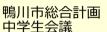
この規則は、平成28年6月17日から施行する。

## 総合計画策定の体系図

#### ●中学校&高校&公益大 における総合計画を 考えるWS

(授業or課外活動) 中学校・高校・公益大







総合戦略 氷見高校WS

#### ●中高生の参加



石川県白山市では 全てのテーブルに中高生

#### ●公益大生の参加



日和山景観づくりWS(都市デ) に参加する温井ゼミの学生

#### ●市民アンケート



- ●産業・交流都市創造会議
- ●元気みらいワークショップ

キーワード(意見・要望・提言)

基本構想・基本計画 原案の作成

対話による キーワードの抽出

総合計画未来会議

(市民100人ワ-クショッフ°)

総合計画を考えよう

「もっと酒田を知ろう」

市民の学びの場を創出

●市民大学



連

再度の対話

大事な視点等 の意見



基本構想・基本計画

案の検討

#### 総合計画審議会

諮問 · 答申

委員として参画

(学長+1名程度)

₩ 東北公益文科大学

#### ●職員による検討・学び

○職員PTによる検討





#### 改善推進委員会の様子

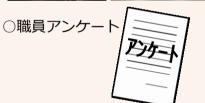
・40歳前後の主任・調整主任 30歳前後の主事・主任

各10名程度

- ・各部ごとに希望職員を募集し、 各部2名を企画振興部長に推薦
- ・学び(PT会議や未来会議への 参加)と実践(計画素案の作成 と部内調整)
- ○職員研修で総合計画を考える
  - 職員WS
  - 財政シミュレーションケ゛ーム









#### ●市民フォーラム (シンポジウム) の開催

基本構想案および 100人WSの実施報告 基調講演+パネル等 ※100人WSの5回目と兼ねる



【参加者想定】(6/13現在)

公募 21人 無作為抽出 40人 団体推薦等 18人

8人 公益大生 中高生 15人 合計

102人



#### ●地域説明会(WS)



#### ●オープンハウス

パネル展示、クイズコーナー、 ゲームなどを交えた基本構想 案の紹介とアンケートによる 意見聴取



# 総合計画策定のスケジュール(想定)

# ■ 平成 2 8 年度 基本構想 (都市のビジョン) 策定

月	審議会	内容(想定)	未来会議	内容(想定)	市議会		
5			参加者募集	広報・HP・FBによる周知、中学校・高校、各団体に参加依頼			
6	第1回全体会	委員の委嘱 諮問	第1回	<ul><li>○市役所から説明(未来会議の役割について等)</li><li>○講話(総合計画市民参画アドバイザー   加留部貴行 氏)</li><li>○ワークショップ ・今の酒田市にどんなことを感じていますか 等</li><li>○市民大学による学びの場のご案内</li></ul>	協議会(報告)		
7	第2回全体会	まち・ひと・しごと創生 総合戦略の説明 未来会議の検討状況等報告	第2回	○ワークショップ ・酒田の「強み」と「弱み」を知ろう 等			
8			第3回	<ul><li>○ワークショップ(グループワーク)</li><li>・関心のあるテーマごとにグループワーク(これからの酒田に必要なこと)</li><li>・財政シミュレーションゲーム 等</li></ul>			
9	各部会	現状と課題 未来会議の検討状況等報告			協議会(報告)		
10			第4回 	○基本構想の骨子(キーワードの羅列)の提示 ○ワークショップ(グループワーク) ・基本構想骨子に対する意見交換			
11	第3回全体会	基本構想(都市像)案 について	第5回	○基本構想案の提示 ・これまでの議論の反映状況等のフィードバック ○ワークショップ(グループワーク) ・グループごとの提言や決意表明 ○公開シンポジウム ・グループごとにまとめた提言や決意表明を発表	勉強会		
12							
1							
2	第4回全体会	基本構想案について			勉強会		
3							
<b>■</b> 苹	■平成29年度 基本計画策定						

3							
<b>Z</b>	■平成29年度 基本計画策定						
月	審議会	内容(想定)	未来会議	内容(想定)	市議会		
5			第6回	○市役所から説明(進め方等) ○ワークショップ(グループワーク)・これからの酒田に必要な施策は 等			
6	各部会	基本計画(施策)の検討	第7回	○ワークショップ(グループワーク)・具体的な施策の提案 等	協議会(報告)		
7			第8回	○ワークショップ(グループワーク)・施策の数値目標を考える 等			
8			第9回	<ul><li>○ワークショップ (グループワーク)</li><li>・誰が何を担うべきか(市、産業界、市民などの役割分担を考えよう)等</li></ul>			
9	第5回全体会	基本計画(第1次原案)提示			勉強会		
10							
11	第6回全体会	基本計画(案)の提示					
12							
1							
2	第7回全体会	答申	第10回	○総合計画(案)の提示 ○ワークショップ(2年間の反省会)	全員協議会		
3					議決		